平成２３年（フ）第１３０号
青森県弘前市大字宮川３丁目３番地１
破産者　株式会社ｉｎｓｔｉｔｕｔ　ｄｅ　ｂｅａｕｔｅ　Ｍａｎｎｅ
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１９号
青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川48番地１
破産者　大鰐地域総合開発株式会社
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９１号
茨城県高萩市赤浜2078番地１
破産者　常磐貨物有限会社
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７６号
埼玉県志木市本町３丁目12番21号
破産者　大幸産業株式会社
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
埼玉県戸田市喜沢１丁目45番地の25
破産者　有限会社大島工業
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
さいたま市浦和区元町１丁目10番15号
破産者　有限会社スミア
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
東京都台東区台東２丁目29番12号
破産者　株式会社スミア
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
千葉県野田市谷津1299番地の36
破産者　福聚　暉夫
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５０号
千葉県野田市谷津1299番地の36
破産者　福聚　裕子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３３０４号
東京都中央区日本橋富沢町５―10―702、住民票上の住所東京都江東区富岡２丁目６―４―701
破産者　阿南信太郎
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５７１号
東京都港区六本木３丁目16番26号
破産者　株式会社ＷＡＶＥ
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８０５号
東京都新宿区四谷１丁目11番地
破産者　四谷商事株式会社
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８０７号
東京都江戸川区東葛西５丁目21―７―201
破産者　小山千恵子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９２３号
東京都渋谷区東１丁目25番11号
破産者　株式会社テキスタイル飯田
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目２番地　１―905、開始決定時の住所東京都多摩市連光寺２丁目33番地の１エクセレント聖蹟桜ケ丘406
破産者　小林　幸子
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９１９号
神奈川県海老名市中央１丁目18番33号
破産者　株式会社プレミアム・マーケット
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４４号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目20番１―107号
破産者　有限会社サンクス
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
長野市松岡２丁目17番地21
破産者　株式会社アウトクロス
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
静岡市葵区北安東５丁目22番18号
破産者　株式会社Ｃ＆Ｍ
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７号
滋賀県彦根市西葛籠町字西浦312番地
破産者　有限会社エスポワール78
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１６６号
大阪市東成区神路４丁目４番19号
破産者　株式会社金田商店
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３８号
大阪市中央区淡路町１丁目３番２号紀陽オリエントビル
破産者　株式会社グリーンゴールド
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部